

1 4 森林の適切な管理と林業の活性化について

(財務省、農林水産省)

【内容】

- (1) 森林の持つ公益的機能を十分に発揮していくため、森林の整備・保全を一層促進すること。また、災害に強い森林づくりに向け、治山事業を積極的に促進すること。併せて、花粉発生源対策を促進すること。
- (2) 利用期にある充実した森林資源の循環利用を進めるため、主伐・植栽・育林・獣害対策を一貫して行う施業や、木材生産の中核を担う人材の確保・育成に対する支援を拡充すること。
- (3) 林業の低コスト化を進めるため、その基盤となる林道等の林内路網の整備を積極的に促進すること。
- (4) 地域材の利用につながる木造公共施設の整備や民間木造住宅の建設等に対する支援策の充実を図ること。また、木造公共施設等整備にあっては、複数年施工の施設も補助対象とすること。
- (5) 林業の成長産業化に必要な施策を総合的に進めていくため、「次世代林業基盤づくり交付金」について、地域の実情を踏まえた効果的な施策とするとともに、十分な予算を確保すること。
- (6) 森林の整備や木材の利用は、地球温暖化対策にも有効な施策であることから、国においても安定的に財源を確保すること。

(背景)

- 森林は国土の保全、水源の涵養等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現や、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びつくなど、貴重な再生可能資源である。また、林業は適切な生産活動を通じて、森林の有する多面的機能の発揮や山村地域における雇用の創出に大きな役割を果たしている。森林・林業がこうした役割を持続的に発揮できるよう、森林の適切な管理と林業の活性化を国の責務として総合的かつ計画的に推進していく必要がある。
- 具体的な対策としては、手入れの遅れにより公益的機能が低下した森林の整備や、近年、集中豪雨による激甚な山地災害等が頻発していることから、山地の防災力を向上させる効果的な治山対策を実施するとともに、津波の影響を低減させる海岸防災林の整備も推進する必要がある。また、近年国民病と言われている花粉症に対応するため、花粉発生源対策を進める必要がある。

○ 本県人工林の約6割が利用期（46年生以上）にあり、この充実した森林資源を循環利用することが、林業の成長産業化にとって重要である。今後、木材生産量の増大に向けて主伐を推進し、主伐後の植栽・育林・獣害対策を着実に進めていくためには、主伐から獣害対策までの一連の施業に対する支援の拡充が必要である。

併せて、新規就業者の確保や高度な知識と技術・技能を有する林業労働者の育成が喫緊の課題となっていることから、人材の確保・育成への支援の拡充が必要である。

○ 林業の収益性向上のためには、生産性向上による低コスト化を進めることが必要であり、その基盤となる林内路網の整備が不可欠である。

○ 県内の全ての市町村において「公共建築物等木材利用促進法」に基づく市町村方針が策定され、公共施設等への地域材利用が始まっており、木造公共施設等の整備に対する助成の要望も多い。また、住宅建築では横架材、ツーバイフォー工法など、部材や工法によっては輸入製品の占める割合が高いことから、民間住宅等への地域材利用に対する支援策が必要である。

さらに、木造公共施設の中には施工期間が複数年にまたがる施設もあるため、こうした施設についても補助対象とし、より多くの公共施設の木造・木質化を推進する必要がある。

○ 本県では、各種施策を通じて、森林整備と林業再生を着実に進めてきたところであり、今後、大型製材工場や木質バイオマス発電所の稼働が見込まれている。現在、川上から川下までの関係者が一堂に会して地域の林業振興に取り組む協議会が成果を上げていているところであることから、この体制により「次世代林業基盤づくり交付金」を活用して、地域の創意工夫を活かした総合的な取組を行い、引き続き「農林水産業・地域の活力創造プラン」に掲げられた林業の成長産業化の実現を図る必要がある。

○ 森林の整備や木材の利用等の森林吸収源対策を継続的に推進するため、安定的な財源を確保する必要がある。

（ 参 考 ）

◇ 本県の山地災害危険地区（平成26年度末現在）

山地災害危険地区数	着手（治山ダムなどの設置）	未着手	計
	3,638箇所	1,361箇所	4,999箇所

◇ 本県の林内路網整備状況（平成26年度末現在）

森林面積 (ha)	林内道路延長 (km)				林内路網密度 (m/ha)	
	公道	林道	作業道	計	林道	林内道路
206,704	2,417	1,424	1,031	4,872	6.9	23.6
低コスト作業システムに必要な路網密度						30~50